

案

香川海区漁業調整委員会指示第 号

いいだこ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年 月 日

香川海区漁業調整委員会会長 北尾登史郎

1 採捕の制限

次に掲げる海域及び期間においては、釣り（船舶を使用しない釣りを除く。）により、いいだこを採捕してはならない。

一 海域

香川県海面

二 期間

周年。ただし、9月1日から10月15日の期間にあつては午前0時から正午までの期間を除く。

2 適用除外

試験研究を目的として香川県（香川県の委託を受けて採捕する場合を含む。）が採捕する場合については、1の規定を適用しない。

3 指示の有効期間

指示した日から1年間